

番号法の施行に伴う個人情報保護条例の改正検討の手順等について

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う福岡市の個人情報保護制度のあり方について（諮問）

- 番号法の施行に伴い、「個人番号」を利用した事務が実施されることとなり、行政事務や国民の手続の簡素化・負担軽減が実現されることとなる。
- 一方で、個人番号を利用することで、様々な情報を名寄せすることで、「個人番号」を不正に取り扱われると、個人番号をキーに集約された個人情報に不正に閲覧・漏えいされたりするなど様々な問題が懸念され、個人番号を含む個人情報を取り扱う者にはこれまで以上に厳格な情報管理が求められる。
- 番号法では、個人番号の利用範囲を社会保障・税・災害対策分野で法律に定める事務に限定し、特定個人情報の提供については法律に定める場合に限定するなどの制限を直接規定するとともに、特定個人情報ファイルを保有する際の「特定個人情報保護評価」制度を創設するなどの措置を規定している。
- さらに、個人情報の取り扱いの一般法である国の行政機関個人情報保護法について、特定個人情報に関して目的外の利用や提供の制限などを読み替え規定により規定している。
- そして、番号法は、地方公共団体においても、番号法や上記の国の行政機関個人情報保護法等の読み替え規定等の措置の趣旨を踏まえ、その保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、開示・訂正・利用の停止、消去及び提供の停止を実施するため必要な措置を講ずるものとされている（31条）。
- このため、福岡市の個人情報保護制度のあり方について、諮問を行ったもの。

2 審議内容・項目について

- 福岡市の個人情報保護の制度を定めている個人情報保護条例について、番号法の施行に伴い必要な改正等について、検討する必要があると考えられる。
- 現時点で、改正等を検討する必要があると思われる項目等は、別添のとおりである。

3 個人情報保護審議会での審議方法等

- 上記の審議には、複数回の審議が必要と考えられること、法的な観点の議論が中心となると考えられることから、新たに部会を設けて審議することが適当と考えられる。

(1) 部会の設置

- 審議会に、「個人情報保護制度部会（仮称）」を設置する。

(2) 「福岡市個人情報保護審議会運営要領」の改正

- 別添のとおり改正するもの

(3) 審議の概要

- 主な審議項目は、11項目（後掲）。そのうち、議論となりうる項目はおおむね4項目程度と見込まれ、最小限でも3回～4回程度は必要と想定される。

【審議内容案】

- ・ 番号法の概要説明，改正条例事務局案の方針・項目概要（1回程度）
- ・ 個別項目（特に第2，第4，第10）（2回程度）
- ・ 答申案（1回程度）

(4) 審議会・部会での審議日程（案）

第1回目 全体会（本日）

- 諮問（番号法の個人情報保護制度と条例改正の必要性）
- 部会の設置

第2回 部会①（3月）

- 条例改正検討項目の概要
- 審議の進め方
- 項目第1，第2の説明

第3回 部会②（4月）

- 第3～第11の審議

第4回 部会③（5月）

- 答申案とりまとめ